

守山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

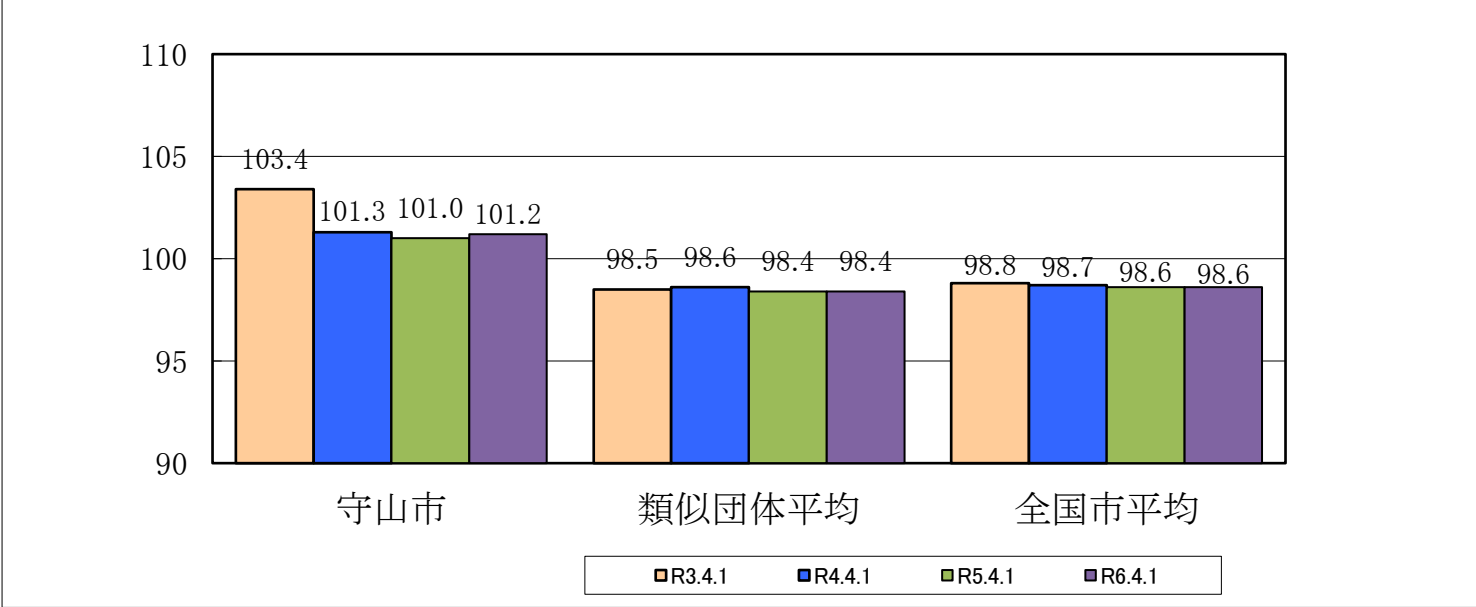
区分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 85,856	千円 37,319,134	千円 655,232	千円 5,670,653	% 15.2	% 13.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
R5年度	人 505	千円 1,823,452	千円 582,878	千円 783,429	千円 3,189,759	千円 6,316	千円 5,922

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、R5.4.1現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 本市は、ラスパイレス指数と地域手当補正後ラスパイレス指数とは同じ値。
地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 直近4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国家公務員との職員構成や初任給基準が異なることから、ラスパイレス指数が高くなっています。今後も、必要な見直しを行い、適正な給与管理に努めます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その内容))

医療職給料表(1)を除くすべての給料表の水準を平成27年4月1日から平均2%引下げる。
ただし、経過措置として、平成31年3月31日までの間、切替前日の給料月額を保障する。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、守山市においても6%を支給。
なお、規則で定める地域に在勤する職員および医師に係る地域手当の支給割合の上限は在勤職員20%、医師16%。

	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%
守山市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(R6.4.1現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
守山市	40.0 歳	319,000 円	439,788 円	374,081 円
滋賀県	41.7 歳	316,992 円	415,375 円	360,809 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.8 歳	316,920 円	385,423 円	350,499 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
守山市	※	1人	※	※	※	—	—	—	—
うち 学校給食員	—	0人	—	—	—	調理士	43.7歳	285,400 円	—
うち 用務員	※	1人	※	※	※	用務員	49.1歳	244,800 円	※
滋賀県	53.0歳	80人	307,285円	351,528円	334,829円	—	—	—	
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	
類似団体	52.0歳	20人	300,573円	331,686円	314,882円	—	—	—	

※ 職員数が2人以下の区分については※表示

区分	参考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員		民間	C/D
	(C)		(D)	
守山市	※	円	— 円	—
うち 学校給食員	—	円	3,796,900 円	—
うち 用務員	※	円	3,297,300 円	※

※ 職員数が2人以下の区分については※表示

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(R3～R5年の3ヶ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収 ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③幼児教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
守山市	36.4 歳	293,600 円	347,052 円
滋賀県	39.3 歳	350,845 円	406,603 円
類似団体	40.6 歳	309,978 円	348,617 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(R6.4.1現在)

区分		守山市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	205,264 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	173,318 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	170,900 円	166,320 円	—
	中学卒	157,700 円	153,339 円	—
幼児教育職	大学卒	208,700 円	229,299 円	—
	短大卒	195,100 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(R6.4.1現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,773 円	363,633 円	388,800 円	436,950 円
	高校卒	※	※	※	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
幼児教育職	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	※	※	※

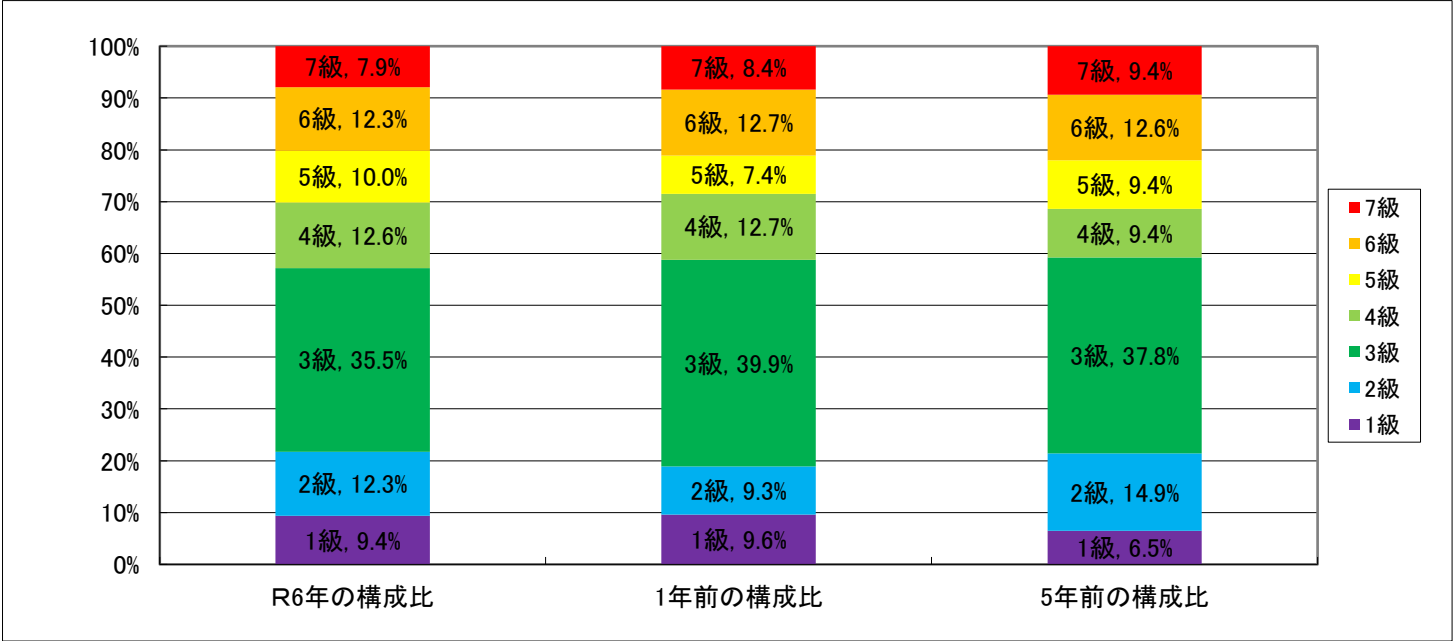
※ 職員数が2人以下の区分については※表示

3 一般行政職の級別職員数等の状況

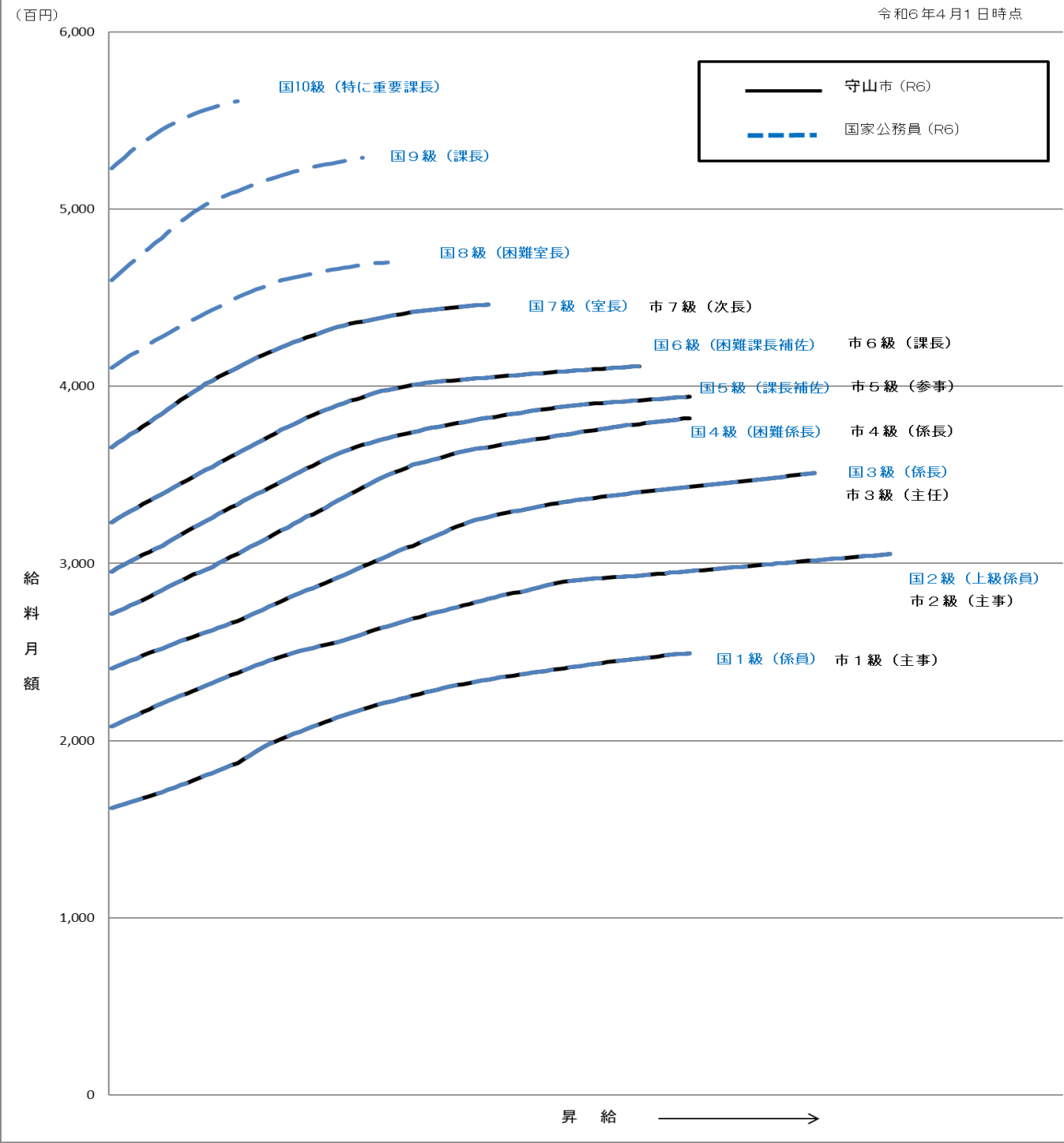
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(R6.4.1現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・次長	27 人	7.9 %	365,500 円	446,200 円
6級	課長	42 人	12.3 %	323,100 円	411,300 円
5級	参事	34 人	10 %	295,400 円	394,000 円
4級	係長	43 人	12.6 %	271,600 円	382,000 円
3級	係長・主査・主任	121 人	35.5 %	240,900 円	351,000 円
2級	主事	42 人	12.3 %	208,000 円	305,200 円
1級	主事・主事補	32 人	9.4 %	162,100 円	249,400 円

(注) 1 守山市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(R6年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(守山市)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

守山市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,556 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,727 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(守山市)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(R6.4.1現在)

守山市	国
支給率 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%) 1人当たり平均支給額 3,298 千円 22,732 千円	支給率 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(R6.4.1現在)

支給実績(R5年度普通会計決算)			113,196 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度普通会計決算)			216 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	6 %	下記以外職員	6 %
東京都	20 %	1 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			101.2
(ラスパイレス指数)			101.2

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため
地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給率)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(R6.4.1現在)

支給実績(R5年度普通会計決算)			473 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度普通会計決算)			67,671 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)			1.5 %	
手当の種類(手当数)			14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫等作業	感染症防疫等に従事する職員	感染症の患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護等に従事する場合	－	1日あたり 400円
行旅病人対応作業	行旅病人の対応業務に従事する職員	行旅病人の対応業務に従事する場合	－	1日あたり 300円
行旅死亡人処置作業	行旅死亡人の処置に従事する職員	行旅死亡人の処置に従事する場合	－	1件あたり 3,000円
結核患者の家庭指導業務	結核患者の家庭指導業務に従事する職員	結核患者の家庭指導業務に従事する場合	－	1日あたり 200円
毒劇物の取扱業務	毒劇物の取扱業務に従事する職員	毒劇物の取扱業務に従事する場合	－	1日あたり 300円
狂犬病予防作業	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業に従事する場合	－	1日あたり 100円
犬猫の死体処理作業	犬猫の死体処理作業に従事する職員	犬猫の死体処理作業に従事する場合	7千円	1体あたり 1,000円
犬の捕獲補助作業	犬の捕獲補助作業に従事する職員	犬の捕獲補助作業に従事する場合	－	1日あたり 400円
し尿処理検査等	現場におけるし尿処理の検査または公害測定業務に従事する職員	現場におけるし尿処理の検査または公害測定業務に従事する場合	－	1日あたり 300円
守山市環境センター勤務	守山市環境センターに勤務する職員	守山市環境センターに勤務する場合	293千円	1月あたり 3,000円～8,000円
保健事業従事	保健事業に従事する医師	市が実施する保健事業に従事したとき	－	1日あたり 8,000円
酸素欠乏危険場所作業	酸素欠乏危険場所における作業に従事する職員	酸素欠乏危険場所における作業に従事する場合	－	1日あたり 300円
守山野洲行政事務組合勤務	守山野洲行政事務組合の火葬施設に勤務する職員	守山野洲行政事務組合の火葬施設に勤務する場合	36千円	1月あたり 3,000円 (年末年始 1日あたり8,000円以内)
教員特殊業務	学校、幼稚園等に勤務する教育職員	非常災害時における幼児もしくは生徒の保護等に従事する場合	－	1日あたり 8,000円
		幼児または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事する場合	－	1日あたり 7,500円
		幼児または生徒の緊急補導等の業務に従事する場合	－	1日あたり 3,000円、7,500円
		修学旅行等の引率で泊を伴う場合	－	1日あたり 5,100円
		対外運動競技等の引率で泊を伴うものまたは休日等に行う場合	－	1日あたり5,100円
		部活動指導業務で休日等に行う場合	151千円	1日あたり 2,700円、3,600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(R5年度普通会計決算)	271,463 千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度普通会計決算)	683 千円
支給実績(R4年度普通会計決算)	223,017 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度普通会計決算)	576 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度普通会計決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(R6.4.1現在)

手 当 名	内容及び支給月額		国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R5年度 普通会計決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R5年度 普通会計決算)
扶 養 手 当	配偶者	6,500 円	同じ		52,747千円	253,595円
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	子(16歳年度初めから21歳年度末まで)	加算5,000 円				
住 居 手 当	借家・借間 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて、28,000円を限度に支給		同じ		28,945千円	283,777円
通 勤 手 当	交通機関等利用者	運賃等相当額を支給(6ヶ月の定期券を基礎とする額により55,000円を限度に支給)	異なる	交通用具使用者に距離に応じて、2,000円～31,600円を支給	33,998千円	80,375円
	交通用具使用者	通勤距離(片道2km以上)に応じて、3,900円～32,800円を支給				
管 理 職 手 当	部長級	84,100円			90,000千円	714,286円
	課長級	62,300円				
	次長級	70,800円				
	参事級	49,600円				
	参事級(園長)	55,500円				
宿 日 直 手 当	週休日、休日等正規の勤務時間以外の時間に宿日直業務(庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等)に従事した場合		異なる	1日につき4,400円	421千円	6,200円
		1日につき6,200円				

5 特別職の報酬等の状況(R6.4.1現在)

区分		給料月額等			
給料	市長 副市長	877,000 円 747,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額		
			1,053,000 円／	686,000 円	
			870,000 円／	623,500 円	
報酬	議長	500,000 円	629,000 円／	376,900 円	
	副議長	430,000 円	575,000 円／	309,700 円	
	議員	424,000 円	522,000 円／	286,600 円	
期末手当	市長	(R5年度支給割合)			
	副市長	3.40 月分			
	議長	(R5年度支給割合)			
	副議長	3.40 月分			
	議員				
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	877千円×在職月数×0.32	13,470,720 円	任期毎	
		747千円×在職月数×0.235	8,426,160 円	任期毎	
	備考				

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

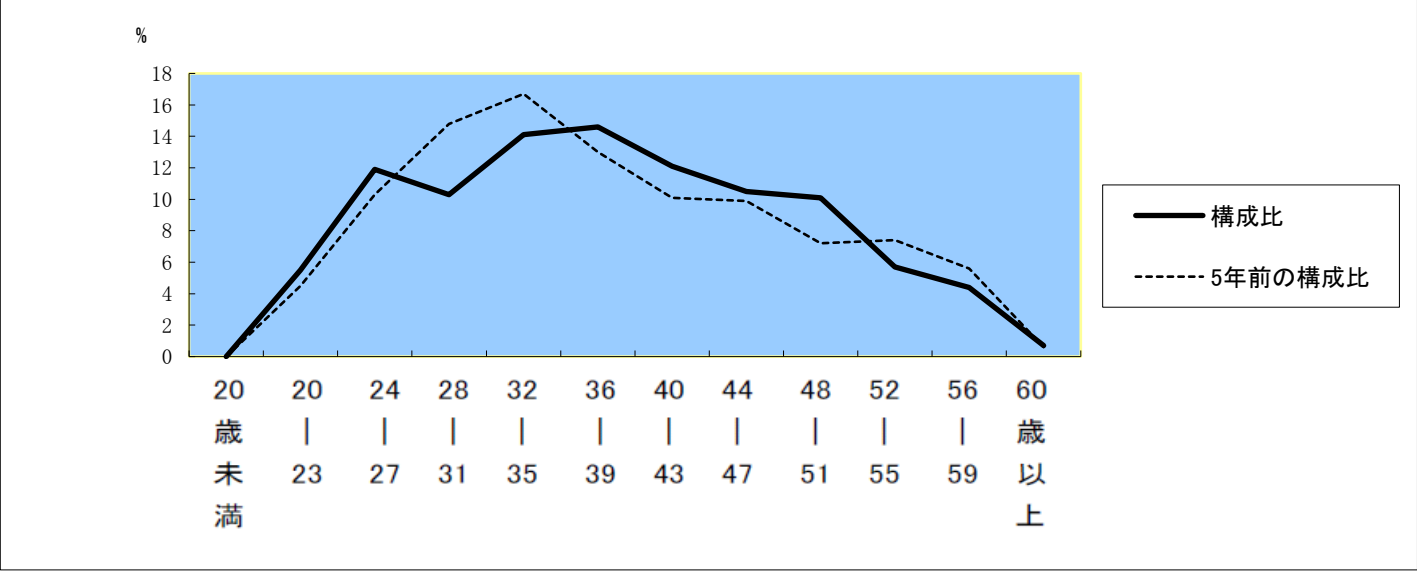
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門 \ 区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			R5年	R6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6 人	6 人	0 人	国スポ等対応の体制強化、企業の誘致・連携体制の強化 欠員未補充 待機児童対策強化、発達支援体制強化 こども家庭センターの設置 地域振興部門との兼務解消による専任 欠員未補充
		総務企画	122 人	133 人	11 人	
		税務	22 人	21 人	△ 1 人	
		民生	143 人	149 人	6 人	
		衛生	46 人	50 人	4 人	
		労働	2 人	2 人	0 人	
		商工	2 人	4 人	2 人	
		農林水産	12 人	12 人	0 人	
		土木	45 人	43 人	△ 2 人	
		計	400 人	420 人	20 人	<参考> 人口1万当たり職員数 48.92人 (類似団体の人口1万当たり職員数59.84人)
	教育部門	105 人	103 人	△ 2 人	小学校講師欠員未補充	
	小計	505 人	523 人	18 人	<参考> 人口1万当たり職員数 60.92人 (類似団体の人口1万当たり職員数77.94人)	
公営企業等	会計部門	水道	9 人	8 人	△ 1 人	下水道部門との配置の調整
		下水道	7 人	8 人	1 人	水道部門との配置の調整
		介護保険	13 人	14 人	1 人	介護予防事業の体制強化
		国保	5 人	6 人	1 人	欠員補充
		後期高齢	3 人	3 人	0 人	
		小計	37 人	39 人	2 人	
	合計		542 人 [540人]	562 人 [540人]	20 人	<参考> 人口1万当たり職員数 65.45人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 条例で定める定数は、定数外の職員(育児休業等の休暇中の職員)を除いた実働の職員数である。
令和6年4月1日時点の定数外の職員は43人であり、実働職員数は519人である。

(2) 年齢別職員構成の状況(R6.4.1現在)



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	0人	31人	67人	58人	79人	82人	68人	59人	57人	32人	25人	4人	562人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 区分	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	373	377	398	405	400	420	47 (12.6 %)
教育	98	106	106	101	105	103	5 (5.1 %)
普通会計 計	471	483	504	506	505	523	52 (11.0 %)
公営企業等会計 計	44	44	39	36	37	39	△ 5 (-11.4 %)
総合計	515	527	543	542	542	562	47 (9.1 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) R4年度の総費用に占める 職員給与費比率
R5年度	千円 1,341,424	千円 122,924	千円 55,133	% 4.1	% 4.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,242千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
R5年度	人 9	千円 34,800	千円 10,374	千円 9,977	千円 55,151	千円 6,128	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、R6.3.31現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(R6.4.1現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
守山市	39.9 歳	336,638 円	480,452 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	—		—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

守山市		守山市（一般行政職）・市町村平均	
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,030 千円		1人当たり平均支給額（R5年度） 1,551 千円	
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分		(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 右欄の1人あたり平均支給額は市町村平均を、他の項目については守山市の一般行政職にかかる状況を記載。

イ 退職手当(R6.4.1現在)

守山市			守山市（一般行政職）・市町村平均		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月	24.586875 月	勤続20年	19.6695 月	24.586875 月
勤続25年	28.0395 月	33.27075 月	勤続25年	28.0395 月	33.27075 月
勤続35年	39.7575 月	47.709 月	勤続35年	39.7575 月	47.709 月
最高限度	47.709 月	47.709 月	最高限度	47.709 月	47.709 月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
1人当たり平均支給額 全理由 — 千円			1人当たり平均支給額 全理由 10,867 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 右欄の1人あたり平均支給額は市町村平均を、他の項目については守山市の一般行政職にかかる状況を記載。

ウ 地域手当(R6.4.1現在)

支給実績(R5年度決算)			2,286 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)			228 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
市内全域	6 %	10 人	6 %

エ 特殊勤務手当(R6.4.1現在)

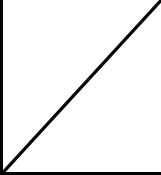
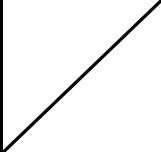
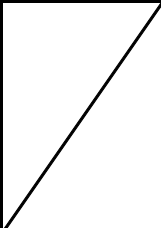
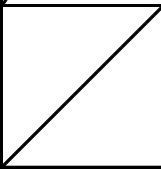
支給実績(R5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
勤務時間外修繕等	勤務時間外(宿直中を含む。)に修繕等を処理する職員	勤務時間外(宿直中を含む。)に修繕等を処理する場合	－	1件あたり 200円
危険設備の補修等	電気設備、塩素滅菌設備等特に危険と認める設備の補修等に従事する職員	電気設備、塩素滅菌設備等特に危険と認める設備の補修等に従事する場合	－	1件あたり 200円
配水管漏水修繕	配水管(口径30ミリメートル以上)の漏水修繕に従事する職員	配水管(口径30ミリメートル以上)の漏水修繕に従事する場合	－	1件あたり 200円
自宅待機	自宅待機を命ぜられた職員	自宅待機を命ぜられた場合	－	1回あたり 500円
し尿処理検査および公害測定	現場におけるし尿処理の検査または公害測定業務に直接従事する職員	現場におけるし尿処理の検査または公害測定業務に直接従事する場合	－	1日あたり 300円
酸素欠乏危険場所での作業	酸素欠乏の危険がある場所における作業に直接従事する職員	酸素欠乏の危険がある場所における作業に直接従事する場合	－	1日あたり 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	3,981 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	568 千円
支給実績(R4年度決算)	3,791 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	541 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(R6.4.1現在)

手当名	内容及び支給月額		一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500 円	同じ		1,259千円	209,916円
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	子(16歳年度初めから21歳年度末まで)	加算 5,000 円				
住居手当	借家・借間	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて、28,000円を限度に支給	同じ		84千円	84,000円
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額を支給(6ヶ月の定期券を基礎とする額により55,000円を限度に支給)	同じ		482千円	80,400円
	交通用具使用者	通勤距離(片道2km以上)に応じて、3,900円～32,800円を支給				
管理職手当	部長級	84,100円	同じ		2,352千円	784,000円
	次長級	70,800円				
	課長級	62,300円				
	参事級	49,600円				

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) R4年度の総費用に占める 職員給与費比率
R5年度	千円 2,144,072	千円 6,740	千円 65,860	% 3.1	% 1.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費10,608千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 8	千円 23,513	千円 8,584	千円 6,965	千円 39,062	千円 4,883	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、R6.3.31現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(R6.4.1現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
守山市	42.3 歳	324,617 円	476,447 円
市町村平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	—		—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

守山市		守山市(一般行政職)・市町村平均	
1人当たり平均支給額(R5年度)		1人当たり平均支給額(R5年度)	
969 千円		1,551 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による		職制上の段階、職務の級等による	
加算措置		加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 右欄の1人あたり平均支給額は市町村平均を、他の項目については守山市の一般行政職にかかる状況を記載。

イ 退職手当(R6.4.1現在)

守山市			守山市(一般行政職)・市町村平均		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月	24.586875 月	勤続20年	19.6695 月	24.586875 月
勤続25年	28.0395 月	33.27075 月	勤続25年	28.0395 月	33.27075 月
勤続35年	39.7575 月	47.709 月	勤続35年	39.7575 月	47.709 月
最高限度	47.709 月	47.709 月	最高限度	47.709 月	47.709 月
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
全理由 — 千円			全理由 10,867 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 右欄の1人あたり平均支給額は市町村平均を、他の項目については守山市の一般行政職にかかる状況を記載。

ウ 地域手当(R6.4.1現在)

支給実績(R5年度決算)			1,611 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)			201 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
市内全域	6 %	8 人	6 %

エ 特殊勤務手当(R6.4.1現在)

支給実績(R5年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)				0.0 %
手当の種類(手当数)				6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R4年度決算)	左記職員に対する支給単価
勤務時間外修繕等	勤務時間外(宿直中を含む。)に修繕等を処理する職員	勤務時間外(宿直中を含む。)に修繕等を処理する場合	－	1件あたり 200円
危険設備の補修等	電気設備、塩素滅菌設備等特に危険と認める設備の補修等に従事する職員	電気設備、塩素滅菌設備等特に危険と認める設備の補修等に従事する場合	－	1件あたり 200円
配水管漏水修繕	配水管(口径30ミリメートル以上)の漏水修繕に従事する職員	配水管(口径30ミリメートル以上)の漏水修繕に従事する場合	－	1件あたり 200円
自宅待機	自宅待機を命ぜられた職員	自宅待機を命ぜられた場合	－	1回あたり 500円
し尿処理検査および公害測定	現場におけるし尿処理の検査または公害測定業務に直接従事する職員	現場におけるし尿処理の検査または公害測定業務に直接従事する場合	－	1日あたり 300円
酸素欠乏危険場所での作業	酸素欠乏の危険がある場所における作業に直接従事する職員	酸素欠乏の危険がある場所における作業に直接従事する場合	－	1日あたり 300円

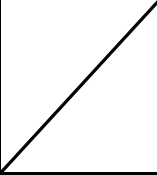
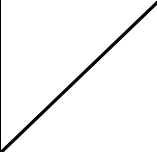
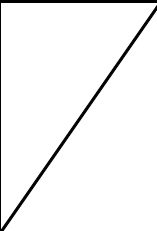
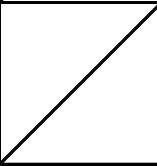
オ 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	4,269 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	533 千円
支給実績(R4年度決算)	4,745 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	677 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(R6.4.1現在)

手当名	内容及び支給月額		一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500 円	同じ		804千円	160,926円
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	子(16歳年度初めから21歳年度末まで)	加算 5,000 円				
住居手当	借家・借間	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて、28,000円を限度に支給	同じ		715千円	238,391円
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額を支給(6ヶ月の定期券を基礎とする額により55,000円を限度に支給)	同じ		955千円	159,316円
	交通用具使用者	通勤距離(片道2km以上)に応じて、3,900円～32,800円を支給				
管理職手当	部長級	84,100円	同じ		849千円	849,600円
	課長級	62,300円				
	次長級	70,800円				
	参事級	49,600円				